

はじめて当該活動を検討する学校のための

Q & A

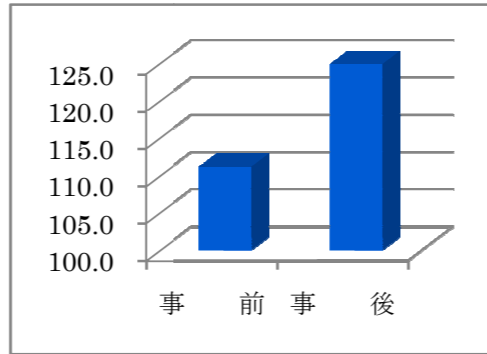
Q1 長期宿泊体験活動後にあらわれる子どもの変容とはなんですか。

A1 活動に取り組んだ子どもたちの「生きる力」が伸びていきます。

個人の伸びが、学校に戻っても継続します。「IKR（生きる力）調査（簡易版）＊」の結果を見ると、「生きる力」が全体で事業前111.2から事業後124.9へと伸びています。中でも「心理的社会的能力」の「非依存」や「明朗性」面で向上しています。

＊質問28項目の回答を「とてもよくあてはまる」（6点）から「まったくあてはまらない」（1点）までを得点化し、「生きる力」の変容を測るものです。

また、事後指導により「青少年の家でがんばれたからやれる」「青少年の家ではこうしていた」と宿泊体験を重ね合わせる子どもの姿が見られました。



Q2 家庭や学校の負担が増加するのではないのでしょうか。

A2 準備から終了まで青少年の家スタッフが支援します。

最も大きな経費は、「食費」です。たとえば、3泊4日の食事をすべて食堂で取ると約4000円になります。しかし、期間中に食事を自炊で行う回数を増やせば抑えることができます。

また、活動内容や地域人材、見学場所等については青少年の家のスタッフにご相談いただければ、プログラムの企画から実施までお手伝いさせていただきます。まずはご相談ください。

Q3 授業時数の確保はどのようにすればよいのでしょうか。

A3 教科での位置づけが可能です。

特別活動や総合的な学習の時間だけでなく、教科での位置づけも可能です。活動内容に応じて、各教科に位置づけることで授業時数を確保できます。たとえば、小学5・6年生の国語の学習指導要領には「経験したこと、想像したことなどを基に、詩や短歌、俳句を作ったり、物語や随筆などを書いたりすること」があります。青少年の家で体験したことを基に、宿泊期間中に国語の授業を設け、単元を扱うことができます。

「小学校学習指導要領総則 第1章第3 授業時数等の取扱い」から抜粋

1. 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学期末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
5. 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

大分県立社会教育総合センター 香々地青少年の家

TEL:0978-54-2096 FAX:0978-54-2152

大分県立社会教育総合センター 九重青少年の家

TEL:0973-79-3114 FAX:0973-79-3115

問い合わせ先



学社連携体験活動プログラム開発プロジェクト

青少年の家でつけた **新しい自分**

大分県立社会教育総合センター 香々地・九重青少年の家

大分県教育委員会